

「食の環^わ」プロジェクトの取りまとめと
その発信について



令和 6 年 6 月 24 日
関係府省庁申合せ

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しているところ、これまで、食品ロス削減の目標達成に向けて、食品の生産・製造段階や流通段階の事業者による商慣習の見直しや、消費者の賞味期限の理解増進による行動変容の促進等を図ってきたが、更なる取組が必要となっている。併せて、まだ食べることができる食品は、廃棄することなく、貧困等により十分な食料を入手できない者に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

一方、近年、経済的理由により十分な食料を入手できない者や買物困難者が増加しているなど、食品アクセスの問題が顕在化しており、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることが重要である。こうした者への食料提供については、これまでも、ラストワンマイル物流や、フードバンク、こども食堂等の活動を支援してきたが、食品アクセスの確保のためには、地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制の構築に向けた支援や、食品流通業者等の流通サービスや、フードバンク、こども食堂等への更なる支援が必要となっている。

そのため、今般、食品ロス削減施策と食品アクセス確保施策を包括する概念を、『「食の環^わ」プロジェクト』と称し、別添の『「食の環^わ」プロジェクトに向けた施策の全体像』において、食品ロスの削減及び食品アクセスの確保に資する関係省庁の施策を一覧にまとめ、地方自治体や民間事業者等に周知・活用することで、地域における食品ロスの削減及び食品アクセスの確保に向けた取組を一体的に促進するとともに、関係府省庁が連携して「食の環^わ」プロジェクトを効果的に発信していくため、以下のとおり申し合わせることにする。

1. 食品ロス削減推進会議幹事会の関係府省庁にあっては、今後、地方自治体や民間事業者等に対し、食品ロス削減・食品寄附促進に関わる施策を説明する際には、別添 1 の『「食の環^わ」プロジェクトに向けた施策の全体像』を示すなどして、地域における食品ロスの削減及び食品アクセスの確保に向けた取組を一体的に進める旨を発信する。

2. 今後、食品ロス削減・食品寄附促進に関わる施策の地方自治体や民間事業者等への発出文書等において、当該施策が「食の環」プロジェクトの一環であること、また、別添2の「食の環」プロジェクトロゴマークを掲載する。
3. 今後、食品ロス削減・食品寄附促進に関わるパンフレットや動画等の刊行物・映像において、当該刊行物・映像が、「食の環」プロジェクトの一環であること、また、別添2の「食の環」プロジェクトロゴマークを掲載する。
4. 今後、2及び3の「食の環」プロジェクトに関わる施策の発出文書等や刊行物・映像については、食品ロス削減推進会議幹事会事務局にそのデータやデータが掲載されたURLを送付する。食品ロス削減推進会議幹事会事務局にあっては、当該データを、今後設置する「食の環」プロジェクト特設サイトに掲載する。また、同サイトにおいて、民間団体等が「食の環」プロジェクトロゴマークを使用する際の手続を規定した上で、民間団体等にもロゴマークの使用を認めるものとする。あわせて、プロジェクトの成果の「見える化」も検討する。

なお、以上の申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後必要に応じ見直しを行うものとする。

「食の環」プロジェクトに向けた施策の全体像

・我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しているところ、これまで、食品ロス削減の目標達成に向けて、食品の生産・製造段階や流通段階の事業者による商慣習の見直しや、消費者の食味期限の理解増進による行動変容の促進等を図ってきたが、更なる取組が必要。併せて、まだ食べることができる食品は、廃棄することなく、貧困等により十分な食料を入手できない者や買物困難者が増加しているなど、食品アクセスの問題が顕在化しており、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることが重要。こうした者への食料提供については、これまで、ラストワンマイル物流や、フードバンク、こども食堂等の活動を支援してきたが、食品アクセスの確保のためには、地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制の構築に向けた支援や、食品流通業者等の流通サービスや、フードバンク、こども食堂等の活動への更なる支援が必要。

・本全体像では、食品ロスの削減及び食品アクセスの確保に資する関係省庁の施策を一覧にまとめ、地方自治体や民間事業者等に周知・活用いただくことで、地域における食品ロスの削減及び食品アクセスの確保に資する一体的に促進するものとする。

(※) 各種施策は様々な観点からの施策を含むが、本パンフレットでは、上記趣旨を鑑み、食品ロスの削減及び食品アクセスの確保の観点から整理した。



別添 1 : 「食の環」プロジェクトに向けた施策の全体像

食品ロス削減施策		(食品の) 経済的アクセス関係支援策	(食品の) 物理的アクセス(買物困難者対策)関係支援策
食品廃棄物の排出削減の促進に向けた取組		食料提供に向けた体制づくり	
- 事業系の取組(排出抑制取組の公表・高慣習見直し等) - 家庭系の取組(発生要因分析・国民運動等) - その他(経済損失算出、学校における栄養教諭等による指導の充実、ICT活用等)		- 円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり - 地方自治体を中心として地域の関係者が連携し、フードバンクやこども食堂等への円滑な食料提供に取り組む協議会の設置等を支援	
未利用食品等の提供(食品寄附)の促進に向けた措置		食料提供に資する体制づくり	
- 食品の期限表示の在り方 - 食品期限表示の実態調査やガイドラインの見直し等を検討 - 食品提供を促進するための措置の具体化 - 食品寄附関係者が加入しやすい仕組みを官民で検討		- 食料支援等の取組を通じたつながりづくり - 孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等を通じたつながりを創出	
※両項目に共通する食品寄附促進施策は下に記載 フードバンク・こども食堂等を介した未利用食品等の提供(食品寄附)への支援 地方自治体を中心として地域の関係者が連携し、フードバンクやこども食堂等への円滑な食料提供に取り組む協議会の設置等を支援(※1)(農林水産省を中心に、消費者庁、厚生労働省、こども家庭庁、地方創生推進事務局等の関係府省庁が連携して地方自治体へ働きかけ) 食品の寄附等を促進するための仕組みづくり - 一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者を特定するためのガイドライン(食品寄附ガイドライン)を官民により作成し、普及 - データ連携・統合などによる食品寄附促進のモデルケースを構築 フードバンク・こども食堂等の活動支援 - 食品ロス削減の推進の観点から、地方自治体におけるフードバンク活動を支援 - 食品ロス削減の推進の観点から、フードバンクに対して未利用食品の受入れを拡大する取組等を支援 - 食品アクセスの確保の観点から、経済的困窮者への食料提供の充実にに向けたフードバンク・こども食堂等の新設・取組拡大を支援 など 福祉との連携・協働 - 自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等を支援 - ひとり親家庭等のこども支援のため、こども宅食等による食事の提供等を支援 など		- 移動販売等の取組を通じたつながりづくり - 移動販売車等の導入に向けた支援 - ラストワンマイル配送の実現に向けた移動販売等の実証・導入を支援 - 地域等の連携支援 - 買物困難地域において取り組む移動販売等の取組を支援 - 過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援	
外食(食べ残し持ち帰りの促進) ○食べ残しの持ち帰り促進 民事・食品衛生上の食べ残し持ち帰りガイドラインの策定		フードバンク、こども食堂等への食料提供 - 政府備蓄米のこども食堂やこども宅食への無償交付 - 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供	
商品を通じたつながりづくり ○ラストワンマイル配送の効率化に向けた支援 - 過疎地域のラストワンマイル配送の効率化の運行経費を支援 など ○デジタル技術を活用した配送支援 - 地方公共団体の行うドローン配送のサービス実装を支援 - 自動配送ロボットによるサービスモデルを支援 など		食品アクセスの状況や対策事例等 - 食品アクセスポータルサイト等での情報提供 「デジ活」中山間地域支援やドローン物流の社会実装推進	

別添２：「食の環」プロジェクトロゴマークの使用について

関係省庁による発出文書等において「食の環」プロジェクトロゴマークを使用する場合にあっては、以下のいずれかを用いるものとする。なお、ロゴマークのデータについては食品ロス削減推進会議事務局から提供する。

【「食の環」プロジェクトロゴマーク（イメージ）】



【「食の環」プロジェクトロゴマーク（イメージ）及び SDGs ロゴマーク】



「食の環」プロジェクトは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

また、これらのロゴマークを使用する際には、当該資料中に、「この会議（事業）は、政府全体として食品ロス削減・食品寄附促進・食品アクセス確保に一体的に取り組む「食の環」プロジェクトの一環として実施するものです。」との文言を付記することが望ましい。